

告 示

埼玉県告示第五百七十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県県央地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.sai.tamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十八年四月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十八年四月十二日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
NPO法人みどの空
- 三 代表者の氏名
神成 めぐみ
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県鴻巣市笠原九百六十番地二
- 五 定款に記載された目的
この法人は、埼玉県の障害者、高齢者、子供まで、多世代の方を対象として、心身の健康を図ると共に、自立した生活を営むことができるよう支援することを目的とする。